

奈良県公安委員会告示第131号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づき、年少射撃資格の認定のための講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月9日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1 開催日時

令和4年11月12日（土）午前10時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部聴聞室（奈良県分庁舎1階）

3 定員

18名

4 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、年少射撃資格の認定を受けようとするもの

5 講習内容等

(1) 講習は、次に掲げる事項について行う。

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

(2) 考査は、(1)の講習を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかについて行い、これらの事項を修得したと認められる者に対して、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。

6 受講申込手続

講習を受けようとする者は、令和4年11月4日（金）までに、次により申込みを行うこと。

なお、定員になり次第受付を終了する。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津

川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。)の生活安全課(係)

(2) 提出書類

ア 年少射撃資格講習受講申込書 1通

イ 写真(アの申込書提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) 1枚

7 講習手数料(受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。)

9,800円

なお、受講申込みをした講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

8 その他

(1) 携行品

筆記具

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課(係)

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号(代表) 0742-23-0110 内線3045・3046